

佐渡金山は朝鮮人「強制連行」・「強制労働」の現場ではない — 強制動員真相究明ネットワークの反論に答える

長谷 亮介（歴史認識問題研究会研究員）

1、はじめに

2022年8月27日、強制動員真相究明ネットワーク（以後、究明ネット）は新潟県自治労働会館行動で第14回強制動員全国研究集会「強制労働の否定を問う 佐渡金山の遺産価値を深めるために」を開催した。

同団体は以前より朝鮮人の「強制連行」と「強制労働」は歴史的な事実であると主張しており、佐渡金山に関しても同様の主張を唱えていたが、ついに新潟県で大規模な研究会を開催するに至った。当日は13時30分から16時までの間に6名の発表者が15分ずつ発表し、ウェブ会議（Zoom）からも発信した。研究会の映像は公開されていないが、当日に配布された資料は同団体のホームページから800円で購入が可能となっており、誰でも注文することができる。究明ネットの研究会には発表者の他に佐渡市議会議員や他県からの支援者も訪れ、何名かがスピーチを披露した。研究者と研究テーマは以下の表のとおりである。

報告題名	発表者
佐渡金山での強制労働研究の現状・課題	広瀬貞三（福岡大学名誉教授）
新潟における強制連行調査の経過	木村昭雄（もと平和教育研究員会）
歴史の否定を問う研究者有志の声明	藤石貴代（新潟大学人文学部）
佐渡鉱山動員朝鮮人600人の名簿から	竹内康人（真相究明ネットワーク）
「証言」から見た佐渡鉱山朝鮮人強制動員の被害	金丞垠（民族問題研究所責任研究員）
対話 次世代がお互いに「問いかける」佐渡世界遺産問題	竹田和夫（鉱山文化研究）

私たち歴史認識問題研究会（以後、歴認研）は、佐渡金山は朝鮮人の「強制連行」と「強制労働」の現場ではないと論じてきたが、究明ネットの8月研究会は歴認研に対する反論も含まれるのではないかと思います。筆者も同研究会に参加した。本稿では彼らの最新の学説を分析し、学術的説得力や信憑性を考察する。

最初に究明ネットの簡単な説明を行いたい。究明ネットは2005年7月18日に結成し、東京の在日韓国 YMCA で結成総会が開かれた。韓国の日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会（2004年11月発足、2015年12月31日解散）の活動を支援することを活動の第一義としたが、当時は遺骨に関する第1回日韓協議が既に開催されていた。日本政府による遺骨の情報収集活動も始まっていたこともあり、究明ネットの最初の活動は強制動員被害者と言われている労働者の遺骨に関する取り組みであった。

結成当初の共同代表は上杉聰（部落史研究家）、内海愛子（恵泉女学園大学名誉教授）、飛田雄一（神戸学生青年センター理事長）であったが、2015年からは庵途由香（立命館大学文学部教授）、飛田雄一が務めている。現在の真相究明ネットの主な活動は①日本政府に、政府および公的機関、そして企業の保有する強制動員関係の資料の提示を促進することを求める活動をする。②日本における強制動員の真相究明のための活動を通し、日本の世論が強制動員問題に関心を向けるようにする。③韓国で構成される被害者団体を含む「市民ネット」と連帯し、交流や可能な行事を行う。④日本に強制動員真相究明法を制定させる。⑤ネットワークで集約された資料を保管・展示する空間を作る、となっている。それでは次に、究明ネットの主張を見ていきたい。

2、8月の究明ネット研究会の内容

2-1、歴認研の主張は無視

究明ネット研究会に先駆け、歴認研は3月に佐渡金山に関する学術セミナーを開催した。その時の研究成果は『佐渡金山における朝鮮人戦時労働の実態』としてまとめられ、冊子として誰でも入手することが可能である。7月には東京と新潟で学術講演会を開き、韓国から『反日種族主義』の共著者である李宇衍を招聘して、佐渡金山は朝鮮人強制連行と強制労働とは無関係であり、事実無根ということを学術的に明らかにした。こうした歴認研の主張への反論を予想していたが、結論から言って、究明ネットの人々は歴認研の主張をほとんど無視した。

例えば、究明ネットは強制労働の根拠として落盤事故の多発と珪肺を挙げている。前者は戦後の韓国人証言の中に、毎日のように落盤が起こって死傷者が多発していたとあることを受けて、そのような危険な作業場に朝鮮人を多く送り込んでいたのだから強制労働だと言うのである。しかし、佐渡金山は鉱山であるため岩盤が非常に硬く、滅多に落盤など起こらない。それは削岩作業で岩に穴をあける際に重機を用いて丸一日かかったことや採掘の為にダイナマイトを使用していたことから窺える。

珪肺とは、鉱石を削る際に発生する粉塵を吸引することで罹る肺病である。こちらも戦後の調査によって佐渡金山で珪肺に罹り、戦後苦しんだという証言が多く出現した。しかし、1944年に『珪肺症の研究知見補遺』を発表した佐渡鉱山病院の医師である齋藤謙は、佐渡金山での珪肺発症率を次のように報告している。感染の第一段階である珪肺Ⅰ期の最短発症期間は4年11ヶ月であり、発症までの平均年数は6年4ヶ月であった。珪肺Ⅱ期から日常生活に支障をきたす重症扱いとなるが、珪肺Ⅱ期までには最短でも6年7ヶ月、稼働期間平均で8年7ヶ月かかると記している^(註1)。朝鮮人は契約で2～3年間しか働かず、契約を延長したとしても連続で5年以上働いた者は極めて少数であったであろう。究明ネットの根拠は韓国人証言であるが、極めて信憑性が乏しいと言わざるを得ない。

他にも、究明ネットは、日本が行った朝鮮人への戦時動員（1939年～1945年）は国際労働機関（ILO）の強制労働条約違反であり、1999年の条約勧告適用専門家委員会で「日本の民間企業のための大規模な労働者徴用は、この強制労働条約違反であったと考える」という年次報告が出ていると主張していた。これに対して、なでしこアクション代表の山

本優美子は同委員会は勧告を行う機関であり、年次報告には法的拘束力が無いことを指摘した。さらに、年次報告の根拠が「華人労務者就労事情調査報告書」（1946年、外務省報告）であることも突き止めた^(註2)。華人、すなわち中国人であり朝鮮人ではなかったのである。ILOでは第二条に次のような条文が設けられている。

第二条

- 1 本条約ニ於テ「強制労働」ト称スルハ或者ガ処罰ノ脅威ノ下ニ強要セラレ且右ノ者ガ自ラ任意ニ申出デタルニ非ザル一切ノ労務ヲ謂フ
- 2 尤モ本条約ニ於テ「強制労働」ト称スルハ左記ヲ包含セザルベシ
 - (a) 純然タル軍事的性質ノ作業ニ対シ強制兵役法ニ依リ強要セラルル労務
 - (b) 完全ナル自治国ノ国民ノ通常ノ公民義務ヲ構成スル労務
 - (c) 裁判所ニ於ケル判決ノ結果トシテ或者ガ強要セラルル労務尤モ右労務ハ公ノ機関ノ監督及管理ノ下ニ行ハルベク且右ノ者ハ私ノ個人、会社若ハ団体ニ雇ハレ又ハ其ノ指揮ニ服セザル者タルベシ
 - (d) 緊急ノ場合即チ戦争ノ場合又ハ火災、洪水、飢饉、地震、猛烈ナル流行病若ハ家畜流行病、獸類、虫類若ハ植物ノ害物ノ侵入ノ如キ災厄ノ若ハ其ノ虞アル場合及一般ニ住民ノ全部又ハ一部ノ生存又ハ幸福ヲ危殆ナラシムル一切ノ事情ニ於テ強要セラルル労務
 - (e) 輕易ナル部落ノ労務ニシテ該部落ノ直接ノ利益ノ為部落民ニ依リ遂行セラレ從テ該部落民ノ負フベキ通常ノ公民義務ト認メラレ得ルモノ尤モ部落民又ハ其ノ直接ノ代表者ハ右労務ノ必要ニ付意見ヲ求メラルルノ権利ヲ有スルモノトス

(註3)

上記の条文で注目すべきは(d)である。「戦争ノ場合」に自国民に労務を課すことは「強制労働」ではないことが明記されている。戦時動員が実施された1939年時点では、日本は中国と戦争しており、朝鮮半島は日本領であった。すなわち、朝鮮人戦時動員は「強制労働」ではない。ILO委員会は日本の交戦国であった中国人に関する資料を基に「強制労働」と認定したが、根本が間違っていたのである。しかし究明ネットは未だに1999年のILO委員会の報告を持ち出して「強制労働」を主張している。特に竹内康人は「強制労働とは、処罰の脅威の下に労働を強要され、自由意思によらないすべての労務をいいます。動員されての労働は強制労働でした」^(註4)と説明するが、これは山本の指摘によって否定される。

以上の点を歴認研で指摘していたのであるが、究明ネットは8月の研究会では一切触れず、相変わらず韓国人証言を無批判に紹介した。この点を見ても、究明ネットの主張に学術的な根拠がないことが分かる。

辛うじて歴認研に反論できているのは、平井栄一の『佐渡鉱山史 其ノ二』（1950）のみである。同史料は株式会社ゴールデン佐渡にのみ保管が確認されており、佐渡鉱山採鉱課長であった平井は、朝鮮人労働者に対する待遇が日本人と同等であったことや、各種の福祉や優待を記していた。これに対して究明ネット側は、史料である平井の書が本物であるか疑わしいと反論したが、これに関する再反論は、西岡力『でっちあげの徴用工問題』増補新版（草思社文庫、2022年）と『歴史認識問題研究』第11号（2022年）の長谷論

文「佐渡金山関連史料と朝鮮人戦時動員考察」で行っている。

2-2、学術的とは程遠い歴史考察

究明ネットの主張には非学術的な主張が多い。特に藤石貴代は歴認研の主張に対しては根拠なしで『『胡散臭い』という直感(勘)を育てる』ことが大切だとして、「強制連行」や「強制労働」を否定する「具体的な資料」を疑えと述べている^(註5)。

藤石は今野日出晴の論を引用して、「歴史ディベート」は歴史の真実を明らかにする手法ではなく、慰安婦の強制連行や性奴隷説などを否定する者は議論の巧拙性に長けており、有利な「事実」だけに目を向け、都合の悪い部分には目を瞑っていると説明する。それは歴史事実に基づいた論理ではないので、これまでの歴史学や教科書裁判で明らかにしてきた真実を隠蔽すべきではないとしている^(註6)。

これを要約すると次のとおりである。藤石たち「強制連行」「強制労働」(慰安婦の性奴隷説についても)を信奉する人々は歴認研などが反論で挙げている「具体的な資料」に反論できないので、従来学説にどれほどの論理的な破綻があっても無視せよ、と言っているのである。有利な「事実」だけに目を向け、都合の悪い部分には目を瞑っているのは未だに一次史料を提示できない藤石たち究明ネットである。歴認研の反論から目と耳を塞ぎたい心情が見て取れる。

これほど頑なに学術的議論を避けるのは何故なのか。それは、究明ネットの人々は1965年に出版された朴慶植の『朝鮮人強制連行の記録』を教本にしているからである。発表者である広瀬貞三は『朝鮮人強制連行の記録』を未だに信奉しており^(註7)、他の発表者も1939年から1945年にかけて、朝鮮人は全員が強制的に日本へ連れ去られて奴隷のように働かされたという、朴慶植が提唱した学説で論を展開している^(註8)。

この朴の書籍こそが日本国内に「朝鮮人強制連行」という言葉を定着させたのであるが、現在ではその学術性に揺らぎが生じている。例えば、朴は当時の日本人と朝鮮人の炭鉱労働者の賃金表を紹介し、朝鮮人労働者の方が日本人よりも低いことを挙げ、賃金に民族差別があったと主張した。しかし、先に紹介した李宇衍は、朝鮮人の賃金が低かったのは日本人と比べて勤続年数が少なかったに過ぎないとして、民族差別を否定した^(註9)。当時の炭鉱は出来高制であり、作業能率によって賃金が支払われていた。新人同然の朝鮮人よりも熟練した日本人の賃金の方が高いのは当たり前である。逆に、能力が高ければ朝鮮人でも日本人以上に賃金を貰っているケースを発見した李宇衍は、朴慶植の主張に学術的根拠なしと断言した。

また、『在日・強制連行の神話』(2004年)の著者である鄭大均は、朴の『朝鮮人強制連行の記録』は日本と韓国の国交正常化を阻止する目的で書かれたプロパガンダ本であり、歴史的事実を歪めた書であると指摘している。出稼ぎの為に日本へ渡った朝鮮人の自発性や任意性を無視し、北朝鮮を礼賛する証言者を採用した朴の手法に着目した鄭の視点は重要な考察である^(註10)。

さらに、究明ネットの事務所を設置している神戸学生青年センターで紹介されている「強制連行資料集」には金英達の研究が含まれているが、金英達は「強制連行」という言葉に疑問を呈し、朴慶植の批判も行っていた。金の「強制連行」批判の根拠は「歴史用語として統一された概念規定があるわけではなく、その用語の意味する範囲が人によってまち

まちで、混乱・誤解を生む原因にもなっている」こと。さらに、朴慶植の使用した資料に典拠の不明な数字があり、そこから間違ったいい加減な孫引きがなされて事実であるかのように広まっていると批判している^(註11)。以上、現在では学術的な反論が多く出ており、このような点を鑑みれば、朴慶植の『朝鮮人強制連行の記録』を鵜呑みにすることは危険である。にもかかわらず、究明ネットではこうした学術的考察が行われていない。

同様のことは、韓国人の証言による歴史考察にも当てはまる。先程、落盤事故が毎日のように起こり、多くの朝鮮人が戦後に珪肺で苦しんだという韓国人の証言が多いことを紹介したが、証言には検証が必要であり、その作業を究明ネットが行っているようには見えない。

例えば、8月27日の研究会で究明ネットが配布した資料に「佐渡鉱山・強制動員被害者名簿 第一次分」が掲載されているが、そこに24名の韓国人の証言が紹介されている。日本への渡航は「強制動員された」、「動員された」、「連行された」、「命令された」と不統一で、当時の動員の様子を詳細に語っている証言者は一人もおらず、本当に「強制連行」されたのか決定力に欠ける。

さらに、この証言者の中に兪鳳喆という重要人物がいる。実は彼の名前が掲載されている戦時中の記事がある。1941年の『新潟県社会事業』第13巻第1号の「聞くも嬉しき協和ニュース」に、佐渡金山で働いている朝鮮人たちが故郷の父母妻子に多額の送金をしたことが紹介されている。記事によると、論山郡守宛に出身者94名が56円61銭を出身地細民救済費として送金し、その代表者として兪鳳喆が手紙を郡守に送っており、その内容が日本語訳されて記載されている。その中に「鉱山当局の親切な指導により仕事の方もだいふ馴れ、毎日愉快に暮らしているのでご安心下さい」という旨の文章が確認できる^(註12)。

つまり、兪鳳喆は「強制連行」、「強制労働」を否定する生き証人なのである。事実、究明ネットが紹介した兪の証言にそのことは一切出てきておらず、「動員された」としか記されていない^(註13)。竹内康人は連行されたと断定している^(註14)が、証拠は一切ない。究明ネットは兪鳳喆に当時の記事のことに話をして聞いているのであろうか。広瀬貞三は2000年の「佐渡鉱山と朝鮮人労働者(1939～1945)」で同記事を引用しているので、知らなかったとは考えにくい^(註15)。この点を確認せずして、「強制連行」も「強制労働」も証明できない。

2-3、「強制連行」の嘘

結論として、究明ネットは8月の研究会で「強制連行」も「強制労働」も証明できなかった。最初に「強制連行」に関して考察したい。

当研究会会長でもある西岡力麗澤大学客員教授は次のことを説明している。1939年から1945年で日本へ来た朝鮮人の全体数は約240万人で、そのうち75%が戦時動員ではない自主渡航、残りの25%の戦時動員も自発的参加(戦時動員を利用した無料の日本渡航に利用)も多かったことを、内務省の統計を用いて証明した。統計資料の根拠は、法務省と外務省の事務官として在日朝鮮人に関する実証的な研究調査を行った森田芳夫の『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』(1996年)である^(註16)。これによって、究明ネットの人々が主張する「強制連行」が学説的に間違っていることを立証している。しかし、究明ネッ

ト側は西岡説は「日本、韓国の学界で全く受け入れられていない」^(註17)という一言で片づけ、学術的議論から逃走している。従来の学説を覆す史料が発見されれば、学界の主流になっていなくとも耳を傾け、先行研究と比較しながら史料批判を行うべきである。それこそが歴史学であり、史料に基づいた反論を一切行っていない究明ネットは学術団体とは呼べない。

広瀬貞三は西岡説への反論として『朝鮮人戦時労働動員』（2005年）に収録されている古庄正の論文を引用して、「戦時労働動員の対象とされた人々と出稼ぎ労働者を同一視している」と批判する^(註18)。しかし、先ほど説明したように、西岡説は戦時動員された朝鮮人（全体の25%）と自主的（出稼ぎ）に来た朝鮮人（全体の75%）を分けて論じたものである。広瀬の批判の意図は何だったのであろうか。

念のため、該当の古庄論文である「第二章 強制連行説虚構論の系譜」を読むと、古庄の西岡批判は2000年に発行された『月曜評論』の「韓国・朝鮮講座③～⑥ 朝鮮人『強制連行』説の虚構（上）（中）（下）」であったことが確認できた。この時点での西岡説は終戦時点の日本在住の朝鮮人統計であり、1939年から1945年までの朝鮮人渡航者統計ではない。『月曜評論』における西岡説は「終戦当時に日本の事業場にいた朝鮮人労働者が32万2890人、その他に朝鮮人軍人が4万8933人、軍属が6万3785人で合計43万5608人となる。終戦時の在日朝鮮人人口200万人のうち約22%となり、終戦時の在日朝鮮人のうち約8割が自らの意志で日本へ来た」という内容であった^(註19)。ここから、古庄は古い西岡説を引用したことが分かる。しかし、古庄が指摘した西岡説も、最終的な結論は日本へ来た朝鮮人全体の約8割が自主的に渡日したという点にあるので、古庄や広瀬の批判は的外れである。

では逆説的に、戦時動員で日本へ来た25%（約60万人）の朝鮮人は「強制連行」されたのであろうか。答えは否である。1939年から募集という形式で開始される戦時動員では多くの朝鮮人が自主的に応募し、日本へ渡っていたことが資料から判明している。一例として直島製錬所の労務係である石堂忠右衛門の日記（所収：林えいだい編『戦時外国人強制連行関係史料集IV上巻』明石書店、1991年）を挙げるができる。石堂が朝鮮人労働者の募集のために朝鮮半島へ赴いたところ、採用人数以上の応募者が来たことが書かれている。

1941年2月21日の記述には事務所前の広場に志願者が200名ほど集まり、付き添いの父兄を合わせたら数百名に達したと記されている。石堂たちは身体不確実な者や一定年齢に達していない者などは選考から除外して人数を絞ったが、中には替玉で日本行きを狙った者までいた。親の了承を得ずに勝手に募集に参加した朝鮮人は、親が連れ戻したために採用が取り消しになったことも起こった（1941年2月28日など）。石堂日記については、『歴史認識問題研究』第11号に収録されている山田喜弘「外村大著『朝鮮人強制連行』（岩波新書）を批判する」にも詳細な解説があるので、参照してもらいたい。

あまりにも直島精錬所が人気なので、1941年10月6日に郡庁の主事から募集をしないでくれと懇願されたこともある。多くの朝鮮人が自分の意志で日本行きを望んだのである。日本への移動中も朝鮮人労務者たちは大声で歌い、さながら学生の修学旅行気分のようにであると石堂日記は記している（1940年3月27日）。しかし、広瀬貞三は「朝鮮人労働者と佐渡鉱山、三菱鉱業の史料（1）」（2022年）で、石堂日記を「強制連行」の証拠とし

て挙げている^(註20)。日誌のどの部分が「強制連行」に該当するのか具体的な説明は一切ない。このことから分かるように、日本が国策として朝鮮人の「強制連行」を行ったことを証明する一次史料は、未だに発見されていないのである。

2-4、「強制労働」の嘘

次に、「強制労働」の点を見てみたい。現在、戦時中の佐渡金山で働いていた朝鮮人について記述している一次史料としては、次のものを挙げるができる。佐渡鉱業所が1943年に作成した「半島労務管理ニ付テ」、佐渡鉱山採鉱課長の平井栄一が1950年にまとめた『佐渡鉱山史 其ノ二』である。

これらの史料では、朝鮮人労働者は日本人と同じ待遇で、福祉も整っており、生活必需品の廉価販売といった恩恵も受けていたことが明記されている。しかし、究明ネットはそれを曲解して、朝鮮人の強制労働があったと主張している。鉱業所側が朝鮮人強制労働を記すはずがなく、自社にとって都合の良いことしか書かないはずだと究明ネットは考えている。しかし、同じ時期に労働科学研究所が全国の鉱業所を調査した報告書(『第一部 鉱業労働及労務管理 第8冊 半島労務者勤労状況に関する調査報告』)が残っており、そこにも佐渡鉱業所と同じ内容の待遇を朝鮮人に実施していたことが分かっている。佐渡鉱業所も全国レベルに合った朝鮮人向け福祉や待遇を用意しただけのことであり、強制労働を隠蔽したと考えるには説得力がない。

究明ネットの致命的な勘違いは、会社側が作成した資料は一次史料になり得ないという考え方である。竹内康人や竹田和夫は『佐渡鉱山史 其ノ二』は社史であるので、二次史料であると主張しているが、それは歴史学的に間違いである。一次史料とは考察対象となる時代に当事者によって作成された文書などを指し、その中には自伝や日記も含まれる。会社が作った資料でも、同時代の関係者が作れば一次史料なのである。究明ネットが歴認研の主張に反論するには、「強制労働があった」と記す一次史料を挙げなければならない。

また、究明ネットは内務省警保局がまとめた『特高月報』に記されている佐渡鉱業所での朝鮮人争議事件を引用して、強制労働があったから朝鮮人は反抗して事件を起こしたのだと主張している。しかし、その主張には証拠が一切ない。『特高月報』を読み込めば、争議の発端は意思疎通の不徹底によって生じたことが判明する。また、佐渡鉱業所も朝鮮人の要求に真面に応え、要望を叶えている。所轄署は扇動者のみを拘束して、朝鮮人全体を武力でねじ伏せるようなことはしなかった。本当に強制労働が行われていたのならば、鉱業所は交渉に立ち会う必要性もなく、所轄署も遠慮なく暴力で争議を鎮圧すれば良かったのである。この点からも強制労働がなかったことを裏付けている。これらの点を次の竹田和夫、竹内康人への反論で詳細に説明したい。

3、竹田論文「『新潟県史』『佐渡相川の歴史』の意義を考える」への反論

3-1、平井栄一編『佐渡鉱山史 其ノ二』は一次史料である

究明ネットの8月27日研究会の1ヶ月前に、発表者の竹田和夫は7月29日発行の新潟史学会編『新潟史学』第83号に、「『新潟県史』『佐渡相川の歴史』の意義を考える」と題した

論文を寄稿しており、朝鮮人の「強制連行」と「強制労働」は事実だと主張した。竹田は鉱山文化研究者と名乗っているが、先ほどから何度も紹介している平井栄一の『佐渡鉱山史 其ノ二』を一次史料ではないと誤断している。竹田は「社史」という会社の「私的立場」で営利先行・政府とのつながりがあったことを勘案しなければならないと主張する^(註21)一方で、「強制連行」や「強制労働」を示す一次史料を提示することができていない。竹内康人はもう少し踏み込んで、平井の著書は一次史料（1943年の「半島労務管理ニ付テ」）を利用した著作であると考察している^(註22)。

しかし、『佐渡鉱山史 其ノ二』は紛れもない一次史料であることは先に説明したとおりである。さらに、平井の書では1944年と1945年に佐渡に移入した朝鮮人の人数が初めて明らかとなった点にも注目したい。これまでは1943年の「半島労務管理ニ付テ」に記載されている1005名しか分からなかったが、平井によって、1940年から1945年までの全期間で佐渡に1519名の朝鮮人が戦時動員でやってきたことが判明したのである。この点を見ても、平井の『佐渡鉱山史 其ノ二』が一次史料であることは疑いようがない。

一次史料に関してもう少し話を進めたい。究明ネットは8月の研究会で「強制労働」の証拠として、佐渡鉱山の労務係であった杉本奏二の書簡を引用している。杉本書簡は『佐渡相川の歴史 通史編 近・現代』（1995年）で近代を執筆することになる本間寅雄（ペンネームは磯部欣三）へ宛てた手紙で、日付は1974年7月25日となっている^(註23)。これも当事者が書いた資料なので一次史料と言える。ただし、杉本書簡は平井の『佐渡鉱山史 其ノ二』より史料的な価値は低い。

理由としては、平井の書は1950年に完成しているので記憶の不整合を心配する必要はないが、杉本書簡は終戦から約30年経過して書いたことから内容の正確性を疑わねばならない。杉本は書簡で佐渡鉱業所が初めて朝鮮半島で募集した時期を1939年2月と記している^(註24)が、1943年に佐渡鉱業所が作成した「半島労務管理ニ付テ」では1940年2月となっており相違がある。この点に関しては竹内康人も杉本書簡が誤りであり、1940年が最初の朝鮮人戦時動員と見なしている^(註25)。杉本の誤認はまだ存在する。杉本は書簡の中で1945年までに佐渡に移入した朝鮮人の総数を1200名と記している^(註26)が、平井の書で触れたように本当は1519名であった。佐渡鉱業所が1回の募集で最大300名を引率したことを考えると、この誤差は大きい。

以上のことから、平井栄一の『佐渡鉱山史 其ノ二』と杉本書簡はどちらも一次史料と言えるが、史料的な価値、即ち信頼性は前者が勝る。究明ネットは平井の書を殊更に貶めて杉本書簡の方が史料的に価値があるように喧伝して引用しているが、歴史学に則れば杉本書簡の方が史料的価値は低いのである。

3-2、足尾銅山「暴動」事件は朝鮮人戦時労働者に適応できるのか？

従来、究明ネットのように朝鮮人の「強制労働」を支持する人々は、鉱山で起こった朝鮮人労働者による争議事件の発生原因を、企業側の暴力を伴う抑圧的な労務管理だと考えていた。その考察に反論したのが拙稿『『特高月報』から朝鮮人戦時労働者の実態を考察する』（『歴史認識問題研究』第8号、2021年）であった。『朝鮮人強制連行の記録』の筆者である朴慶植をはじめとした人々が引用してきた、『特高月報』に記載されている朝鮮人労働者による争議事件を全て調べたところ、1939年1月分から1944年11月分で事件総

数は403件であった。そのうち、朝鮮人側が原因で発生したと思われる事件は179件、日本人側が原因で発生したと思われる事件が98件、原因の判別が困難な事件が126件であり、多くの争議は朝鮮人労働者側に原因があったことが判明した。このことから、企業側が朝鮮人を抑圧したことが争議の原因ではないと私は主張したが、この点に関して竹田は反論した。

竹田は朝鮮人労働者が争議を起こす原因について、土井徹平「足尾銅山『暴動』の構造的性質について」（『日本歴史』第631号、2000年）という論文を参考に挙げている。竹田は足尾銅山の坑夫たちが起こした「暴動」は、日常的社会的紐帯（友子組織）を基盤にした民衆による抵抗運動であると位置づけ、「暴動」を起こした側の人間の心の面から分析すべきであると主張する^(註27)。

しかし、足尾銅山の「暴動」事件は1907年で明治時代の出来事であり、朝鮮人戦時動員が開始される30年以上前の事件のため、安易に結びつけることはできない。また、足尾銅山の事件は日本人が主体であり、2、3年で半島に帰る朝鮮人労働者にも適応できるのか考察する必要がある。

簡単に足尾銅山「暴動」事件を説明すると、1907年2月4日朝に坑夫200名が足尾銅山の見張所に押し寄せて窓硝子を破壊し、ダイナマイトを投げ込むなどして破壊する。翌5日には別の見張所が多数の坑夫による投石で破壊される。その後も300名以上の坑夫が三か所の見張所を襲撃した。2月6日には坑外へと範囲を広げ、役員宅や事務所を襲撃し、翌7日に鎮静化した。

土井論文を読むと、この「暴動」は付和雷同的な群衆あるいは犯罪的な暴徒による突発的な集団的反抗事件ではなく、坑夫たちに賄賂を要求した一部の足尾鉱業所側の役員（「採鉱方」「見張方」）への抗議運動であったと記されている。したがって、足尾銅山の事件では「坑夫対鉱業所」の対立構造は成り立っていない、と土井は主張する。そもそも「暴動」が起こる以前に足尾鉱業所側は労働組合からの待遇改善要求に応じており、賃金の値上げと「飯米」の改革を進めていた^(註28)。そのため、賄賂を要求しなかった役員は坑夫から暴力を受けることはなく、むしろ避難を促された。見張所以外の坑内諸施設はほとんど被害を受けず、土井はこの点を見て、坑夫たちから鉱業所の操業を阻害する明確な意図は見られないと強調する^(註29)。

この点だけ見ても、足尾銅山「暴動」事件を朝鮮人戦時労働者の争議事件に適応させることは困難である。第一に、『特高月報』には朝鮮人労働者が起こした争議の詳細が記されているが、その大半が突発的な集団的反抗事件だからである。

例えば1942年2月分の『特高月報』には岩手県の松尾鉱山の争議事件が記されているが、朝鮮人労働者数名が禁止されている賭博を開いているところを朝鮮人通訳に発見されて、暴行事件に発展した。その際、無関係な日本人寮長他数名にも全治十日から三週間の傷害を与えた。足尾銅山の坑夫は無関係な役員には暴力を振るわずに避難を勧告したが、この点も大きな違いである。『特高月報』を見ると、朝鮮人労働者の突発的な集団反抗や無差別な暴動が多発していたことが分かる。

第二に、竹田も指摘しているが、土井論文では足尾銅山「暴動」事件では坑夫たちは日常的な社会的紐帯（友子交際）を組織的基盤として、坑夫（友子）間で集合的な意識・心性が存在していたと言及する^(註30)。しかし、この社会的紐帯は日本人独特の感覚であり、

朝鮮人労働者にどこまで当てはまるのか検討しなければならない。そのためにはまず、友子制度を確認する必要がある。

友子制度とは鉱山で働く坑夫たちが相互扶助を土台にした親分・子分の間関係、あるいは組織的集団の封建的人間関係である^(註31)。封建時代の鉱山労働者は「ケガと弁当は自分もち」^(註32)といわれており、自身を守るために親子という擬制関係を結んで相互扶助を行うと同時に、技術指導を目的とした同職団体組織であった。しかし、昭和2年(1927年)に健康保険法が実施され、自助的救済機関であった友子集団も徐々に外部から生活保障が適用されるようになる。その結果、昭和12年段階での友子制度は炭鉱では弱体化や消滅への道を辿る^(註33)。

以上のことから、1939年9月から始まる朝鮮人戦時動員時期には、竹田が指摘した社会的紐帯である友子制度はほとんど残っていなかったと考えるのが妥当である。さらに言えば、佐渡では友子制度の意義が弱まり、昭和7年に「団員ノ合議ニ依り解散」^(註34)することとなった。このことから、佐渡金山で働いていた朝鮮人労働者に友子制度は無関係であることが断言できる。

また、友子制度に入るには仁義の切り方、坑内でのしきたりに止まらず、神仏奇談に関する伝説継承まで行われていた。例えば、坑内で怪我人や死亡者を出した場合、友子制度では坑口より3本までの坑木を新しい菰で巻き掛かっている掛札や御幣を取り外した後に運び出し、先頭に立つ者は槌とタガネの頭を叩きながら出さなければならない^(註35)。数年で故郷へ帰る朝鮮人労働者たちが、友子の社会的紐帯を持っていたとは考えにくい。結論を言うと、足尾銅山「暴動」事件に見られた鉱山労働者の抵抗運動の特質は、朝鮮人労働者には当てはまらない。

3-3、『新潟県史』の欠点

竹田は、朝鮮人の「強制連行」を明記した『新潟県史通史編8(近代3)』(1988年、以後『新潟県史』)が学術的に正しいと主張する。しかし、『新潟県史』もまた朴慶植の『朝鮮人強制連行の記録』に基づいて歴史が叙述されており、大金を稼ぐ為に自主的に日本へ渡航した朝鮮人すらも「強制連行」されたと歪曲している。

さらに、同書で朝鮮人「強制連行」の項目を担当した人物は、当時高校教師であった佐藤泰治である。佐藤は朴慶植が立ち上げた在日朝鮮人運動史研究会に所属し、中津川朝鮮人虐殺事件に関する論文を、同研究会の『在日朝鮮人史研究』十五号(1985年)に寄稿している。決定的な点は、佐藤は『新潟県史』でも同事件を最初に紹介していることである。これらのことから、執筆者である佐藤泰治は朴慶植の学説に寄り添った人物であることが分かる。つまり、中立的な第三者の視点で執筆されなかったのである。竹田は『新潟県史』の編纂には高校教育に長年従事した教員が多数関係しており、中立的立場で歴史の検討が行われてきたと力説する^(註36)。しかし、その高校教員こそが、当時の朴慶植の学説に支配された学界の中心的役割を担っていたのである。

具体的に『新潟県史』の欠点を列挙したい。一つ目は、新潟県協和会を朝鮮人の民族性を徹底的に奪い去ることを目的とした組織と紹介していることである^(註37)。協和会とは、日本在住の朝鮮人労働者を一括して管理できるように組織されたものであるが、朝鮮人へ実施する活動内容を見れば、民族性を否定する項目など一つもないことが分かる。

例えば、新潟県の協和会が当時発行していた『新潟県社会事業』第13巻第9号（昭和16年）には、次のように記載されている。厚生省協和官である武田行雄は、「協和事業とはどんなものか」と題して、日本へ渡航した朝鮮人は風俗などの違いから日本での生活が極めて不便となっているので、まずは物的方面から朝鮮人の生活向上を図って内地生活に融けこめる素地をつくるのが重要だと説いている^(註38)。また、芝田佐一郎「本県の協和事業概要に就て」では、労務動員計画による朝鮮半島からの移住者は言語、風俗、風習が日本人と異なるために意思疎通に障害が出てきたので、そうした問題に対応するために新潟県協和会が1939年6月に組織されたと述べている^(註39)。

同号には、「協和事業根本方針及実践細目」という新潟県在住の半島出身者に対する生活改善、衛生改善、借家問題の解決斡旋、職業補導普及び指導が明記されている。また、朝鮮人保護のためであっても特殊施設は設けずに一般の施設で日本国民として保護することが通達されている。経済保護、医療救護、一般救護に関する社会施設で救済すると同時に、麻薬中毒患者などの要救護者の施設も用意された。さらに、帰郷に当たり旅費を持っていない者にはお金を与えて保護することも規定されている^(註40)。協和会は、移住してきた朝鮮人労働者が日本で不自由なく暮らせるために組織されたのである。

『新潟県記念事業』第13巻9号（昭和16年）で特に注目したいのは、芝田生「ある一日」というエッセイに記されている、次の言葉である。昭和16年（1941年）時点の半島出身者の職業を調べてみると、古物商が多かったそうである。これを知った芝田は、「これでは駄目だ」と考える。今は戦時であるので、平和産業から戦時産業へ転属が勧められているが、半島出身者はそのことが分かっていない。昔のような自由経済ではないことを理解し、一日も早く産業戦線で働くことに目覚めてほしいと締め括られている^(註41)。

協和会が朝鮮人に対して国民精神（忠君愛国）を教え、教育強化を行っていたことは事実である。しかしそれは、日本人と朝鮮人が皇国臣民として戦争を戦い抜くことが目的であり、朝鮮人の民族性を奪い去ることではない。当時の朝鮮半島は日本領であり、合法的な統治であった。この点は、2001年に韓国側が主導して開催されたアメリカのハーバード大学における国際学術会議でも立証されている。同じ日本国民として一致団結して戦争に臨む必要があった。したがって、当時の日本人の多くは芝田のように、善意で朝鮮人を戦時体制に順応するよう、指導していたのである。

加えて、協和会の目標は集団生活に慣れていない朝鮮人を、日本式の職場（時間厳守の集合など）に適應させることにも置かれていた。この点は、朝鮮人が働く職場（この場合は佐渡鉱業所）も同様である。1943年に佐渡鉱業所が作成した「半島労務管理二付テ」にも、朝鮮人労働者が集団生活に支障が出ないように工夫を凝らしていたことが窺える。疫病防止のために衛生講話や清掃作業を実施して、衛生観念の普及にまで気を配った。太陽灯の浴射を励行し、春秋の二期に大掃除を実施、各種予防注射の実施など、とても奴隷労働者とは思えない待遇であった。

その際に、同じ日本人として神社の参拝などを行い、皇国精神も教えていた。究明ネットはこの点を「皇民化政策」と呼び、朝鮮人の民族性を奪い去ったと主張している。しかし、先に説明したように、その指摘は全くの的外れである。

『新潟県史』の欠点の二つ目は、1939年から始まる戦時動員（募集、官斡旋、徴用へと変化）で日本へ来た朝鮮人を、何の根拠も示さず全員が強制的に連行されたと断言してい

る点である^(註42)。先にも紹介した石堂日誌には、大勢の朝鮮人が自らの意思で日本行きを望んだことが記されている。『新潟県史』における「強制連行」の根拠は皆無なのである。この他にも、執筆者である佐藤泰治は、1940年に起きた佐渡鉱山での争議事件の責任を佐渡鉱業所に押し付けている。該当の事件は、応募時に示された給料金額が異なっていると考えた朝鮮人労働者97名が、賃上げを要求してストライキを行ったという内容である。佐藤は佐渡鉱業所側が朝鮮人に対して「露骨な『劣等民族観』」を抱いていたことが原因、としている。その理由は、企業側がまとめた報告書で争議原因を「一部労働者の誤解齟齬に基づく偶発的事故」とし、朝鮮人の「知能程度が想像以上に低」いため「二、三不良分子の扇動に乗じ半島人特有の狡猾性、付和雷同性を現した」と書いていたからである^(註43)。

しかし、実際の報告書を読むと、真の原因は朝鮮半島の郡面（日本の市や村に相当）関係者が坑内作業内容の認識を欠いて説明してしまったことだと分かる^(註44)。佐渡鉱業所が朝鮮人を意図的に騙して日本へ連れてきたことは、ここで否定できる。さらに、この事件は『特高月報』にも記載されており、実際に2～3名の朝鮮人が他の労働者を扇動して騒動を大きくさせたことが明記されていることから、佐渡鉱業所側の言い分は正しいことになる。言葉だけを見れば確かに過激な表現であろう。しかしそれは、現代の価値観を持った私たちだから言えることで、鉄拳制裁が珍しくない当時の価値観からすれば問題になることではなかったのであろう。本当に佐渡鉱業所が朝鮮人に「露骨な『劣等民族観』」を抱いていれば、交渉に応じず弾圧すれば良かったのである。しかしそのようなことはせず、佐渡鉱業所は真摯に交渉に対応した。

上記の争議事件に関して、竹内康人は警察側が朝鮮人の争議を暴力で鎮圧したと主張しているが、その事への反論は後述する。

以上、『新潟県史』で朝鮮人の「強制連行」を担当した佐藤泰治の記述に問題があり、「強制連行」や「強制労働」を証明する史料が提示されていないことを明らかにした。このことから導き出される結論は、『新潟県史』は学術的に朝鮮人の「強制連行」と「強制労働」を立証しておらず、再検証が必要であるということだ。竹田は必死に『新潟県史』の正当性を主張するが、史料自体の分析や実証を重んじていないため、未だに朴慶植の学説に囚われているのである。

竹田の資料紹介を見ると、その先入観の強さが窺える。一例を挙げると、竹田は『新潟県史資料編18』に掲載された、明治末に佐渡鉱業所が作成した「諸手当内規大要」や「佐渡鉱山扶助内規」を紹介しているが、これらには鉱山労働者に対する疾病手当や出産手当、解雇手当、負傷手当、遺族手当、葬祭料などが記されており、佐渡鉱業所が労働者に対して厚い手当を施していたことが分かる。また、「戦時下の佐渡鉱山の生産」では、人員不足の状態や最新の機械導入でも生産が所定量に達していないことが判明すると竹田は指摘している^(註45)のだが、この資料のどこに「強制労働」を立証する箇所があるのか説明がない。実際に資料を読んでみると、「多量の拔下鉱ヲ産ス」、「最上鉱を産ス」とあり、三、〇〇〇トン内外の良拔鉱を生産したこと、または選鉱の品質も上昇したことも記載されている^(註46)。これを読んで「強制労働」に結びつけることができるのは、竹田が学術的に瑕疵のある朴慶植の学説を妄信しているからであろう。学術的信憑性のない『新潟県史』を参考にした『佐渡相川の歴史』も、同様に「強制連行」や「強制労働」を疑いながら読み

進めていかなければならない。

4、竹内康人『佐渡鉱山と朝鮮人労働』への反論

4-1、史料の恣意的引用が目立つ歴史考察

8月の究明ネット研究会発表者の一人である竹内康人は、2022年10月に『佐渡鉱山と朝鮮人労働』を出版し、歴認研への反論を展開している。内容としては、8月の竹内発表(落盤事故や珪肺の韓国人証言を検証なしで紹介する)と、先の竹田論文の内容(「皇民化」政策で朝鮮人の民族性を奪い去るなど)と重複するところがあるので、そこは省略する。

竹内の主張を要約すると、以下のとおりである。①佐渡鉱業所は朝鮮人を無理やり駆り集めた。②朝鮮人は契約期間延長を強要され、自由を得るには逃亡するしかなかった。③朝鮮人の賃金は低く設定されていた。④朝鮮人が争議を起こすと警察は暴力で鎮圧した。一つずつ反論していきたい。

①の朝鮮人を無理やり駆り集めたことに関する証拠として、竹内は杉本奏二の書簡を引用している。佐渡鉱業所の労務係が、朝鮮半島の役人や警察に「外交戦術」で接して、有利な募集、すなわち人員を集めさせて連行をしたと説明する。しかし、杉本の書簡を読むと「一村落二〇人の募集割り当てにて約四〇人の応募が殺到した」と書いている^(註47)。つまり、朝鮮人自身の意思で日本行きを望んだのであって、無理やり駆り集めたという竹内の説明は間違いである。杉本書簡と同様の記述は石堂日誌にも散見されるので、この点は信用しても良いであろう。また、杉本の記した「外交戦術」とは、役人や警察に強制連行を手伝わせるという意味ではなく、遅滞なく採用が完了し、期日までに指定の人数を日本へ送れるように協力を依頼することであると、筆者は考えている。

戦時動員時期直前の朝鮮総督府は、朝鮮半島内が人手不足に陥らないように、日本へ渡る朝鮮人の人数を制限していた。企業側が朝鮮半島で労働者を募りたいと要望しても、総督府の許可が出なければ禁止されており、募集回数も制限されていた。そのような中で、日本企業は労働者の数よりも質を重要視し始める。限りある応募のチャンスで少しでも多くの素質優良者、つまり真面目な者を職場に引き入れたいと考えたのである。「外交戦術」も、そうした優良者を一人でも多く紹介して欲しいという企業側の思惑があったであろう。事実、石堂日誌の1940年11月28日には、二名でも三名でも優秀者が来てほしいことを記述している。戦時動員期の朝鮮半島の考察に関しては、拙稿「朝鮮半島から見た朝鮮人労務動員の考察」(『歴史認識問題研究』第10号、2022年)に詳細を記している。いずれにせよ、当時の朝鮮半島では応募者が殺到したことを無視した竹内の歴史考察は妥当ではない。

②の契約期間延長に関しては、竹内も同書で指摘しているように、期間延長に応じれば佐渡鉱業所は朝鮮人に奨励金を渡している。つまり、見返りを用意したのである。本当に朝鮮人を「強制労働」させていたのなら、奨励金など用意せず、命令だけすれば良かったはずだ。事実、動員された朝鮮人の3分の2が現場に残ったとあるのだから、これらの人々は胸の内はどうあれ、報奨金を貰って現場に残るという判断を、自身で下したことになる。竹内は、職場を辞めることができない朝鮮人が自由を得るには、逃亡するしか手段がなかったと主張している^(註48)が、これは間違いである。

竹内自身が「強制連行」の証拠として利用する朝鮮人の煙草配給台帳に、契約満期で朝鮮へ帰った労働者の名簿が複数確認できる。第三相愛寮朝鮮人11名が契約満期で帰郷したことを示す1945年4月22日付の「異動届」、第一相愛寮の5名の朝鮮人労働者が帰郷したことを示している年不明3月20日付の「異動届」、第三相愛寮の朝鮮人労働者6～7名が帰郷するために出発したが、病気の為に寮に戻ってきた1945年1月1日付の「煙草異動届」が残っている^(註49)。終戦直前の1945年でこれ程の人数が帰郷していることから、相当数の朝鮮人が契約を更新せずに満期で朝鮮半島へ帰ることができたのではないだろうか。

③の朝鮮人の賃金は低く設定されていたことに関しても、竹内の恣意的な史料引用が目立つ。竹内は1943年4月の朝鮮人の平均賃金が約84円であることを紹介し、手取り賃金は低く設定されていたと断言する。比較対象として1939年1月の日本人の平均賃金を出し、日本人の賃金自体が低く設定されていたと主張する^(註50)。まず、朝鮮人賃金(1943年)と日本人賃金(1939年)は、物価の変化を考慮して比較せねばならない。西岡力「朝鮮人戦時労働と佐渡金山」では、1943年当時の東京の公立小学校教員の初任給が50～60円であったことを考慮すれば、好待遇の賃金だったと考察している^(註51)。

週刊朝日編『値段の風俗史 明治大正昭和』(1981年)を参照にすると、朝鮮人労働者に配給されていた煙草の値段は1939年時点で9銭だが、1943年1月では15銭に、同年12月では23銭にまで値上がりしている(55頁)。鉱山労働者の楽しみであった酒類については、ビールは1939年では41銭だが、1943年には90銭に値上がり(181頁)、日本酒は1940年では並等酒が1円90銭だが、1944年には5円に値上がりしている(85頁)。このように、戦時期の日本の物価は年々上昇しているのだから、労働者の賃金も上がることとなる。したがって、同年代の賃金でなければ比較はできない。1943年時点で佐渡鉱山の朝鮮人労働者の最高賃金が170円、最高貯金額が60円、送金が100円であったことを考えるならば、働けば働くほどそれに応じて賃金が支払われていたことが窺える。竹内は、労働できない場合は様々な控除により赤字となったり、賃金の支給額は貯金や食費、布団代などの控除により小遣い程度となったと指摘しているが、前節で紹介した佐渡鉱山の「諸手当内規大要」や「佐渡鉱山扶助内規」には各種手当が定められており、ケガや病気で働けないときは保護を受けることができた。竹内が何を根拠に赤字になったと断定しているか定かではないが、恐らくこれも韓国人証言を検証せずに採用したのであろう。強制的な貯金を課されていたことは日本人も同じであり、食費は毎日支払っていたが、50銭で日に三食の食事が保証された。布団代は1ヶ月で50銭だったので、大した出費ではない^(註52)。朝鮮人労働者に小遣い程度の賃金しか渡さなかったのは、より待遇の良い職場への逃走資金に使用されることを警戒してのことである^(註53)。

④の朝鮮人争議を警察が暴力で鎮圧したという竹内の主張も間違いである。1940年4月11日に発生した朝鮮人97名の賃上げストライキの詳細が『思想月報』第79号に記載されているが、そこに暴力的行為は確認できなかった。以下、『思想月報』より要約を行う。

ストライキが起こった原因は、一般的には朝鮮半島で説明してもらった条件と実際の待遇が異なっていたことであるが、その他にも金銭を懐にすると休養しようとする朝鮮人の特性が現れ、個別的に原因を異にしていた。ストライキの知らせを受けた末綱副山長は諏訪町の相愛寮に、安奉益技師と立崎外勤主任は第三相愛寮に赴いて就労を勧告したが、受け入れられなかった。末綱副山長が朝鮮人労働者全員を協和倶楽部に集合させ

て就労を訴えた甲斐もあり、12名が入坑する意思を見せた。しかし、朝鮮人のストライキを聞いた日本人労働者199名も坑内稼働を拒否してしまったため、朝鮮人12名は結局入坑しなかった。その他の朝鮮人84名は昼食をとるために帰寮させ、午後から説得を継続したが、日本人労働者の怠業を知ったので、大部分の者が「待遇を少し改善してくれなければ回答できない」と答えた。警察側は首謀者や扇動者の査察を行い検束しようと考えたが、佐渡鉱業所側が穏便な方法で説得している最中に、そのような行動に出れば逆効果と考慮し、一般警戒に止めた。その日は一旦説得を切り上げて、翌12日になると朝鮮人10名は自主的に起床しており、最終的に41名が入坑したが、未だに日本人116名が入坑を拒んでいた。その時に日本人2名と朝鮮人3名が氣勢を上げたので、5名を検束した。首謀者である尹起炳、前日に扇動した洪寿鳳と金聖秀には検束と同時に就労勧告も行ったが、聞き入れないため、引き続き一般警戒を行い、取り調べをしたが、扇動を認めなかったので一旦帰寮させた。ここにきて鉱業所側も徹底的措置を講じる必要性を認め、12日午後5時に首謀または扇動したと思われる12名を検束して、取り調べを開始する。一方で、他の朝鮮人全員は協和倶楽部に集合することになり、警察署長と特高課員による説得を受けて、翌日から就労することを承諾した。その後、警察側は佐渡鉱業所側に待遇改善（賃上げ）を促した。鉱業所側は何度か主務省に掛け合っていたが、賃金据置令があるため許可をもらえなかった経緯が、ここで明らかになる。それでも警察側は鉱業所側に考慮を求めたところ、仕事内容を軽減して実質的な賃金向上を図り、地下足袋やカーバートの廉価販売、食糧の改善と福利施設の実施を鉱業所側が約束した。警察側は、これらの点が実行されるかを監視することに決めた。

以上が争議の顛末であるが、佐渡鉱業所側と警察側が一切暴力行為を行わず、それぞれか穏便な説得で済ませようとしたことが分かる。検束も、氣勢を上げた者や扇動したと思われる者12名のみが対象であった。報告の最後に「十二日に於ては警察側の鎮圧に依り」^(註54)という記述があるので、これは坑内で氣勢を上げた日本人2名と朝鮮人3名の検束を指していると思われる。竹内はこれを見て暴力行為があったと断言するが、上で説明したように、警察側は暴力を使って朝鮮人労働者を解散させておらず、合法的な検束を行ったに過ぎない。そして歴認研に対して「当時の警察権による『厳論』は暴力行為を含むものであった。李宇衍らはそれを読みこむことができない」^(註55)と批判しているが、文章を読みこめていないのは竹内自身であった。警察側は「鎮圧」などしておらず、最後まで穏便に済ませようとした。それは佐渡鉱業所側も同じである。最後は、警察側が朝鮮人労働者の味方になって待遇改善を鉱業所側に求めた。鉱業所側も法令に抵触しないように対策を講じ、実現に向けて努力することを約束した。警察側はその約束が実行されることを確認するために、佐渡鉱業所を「監視」するに至る。そして3年後の「半島労務管理ニ付テ」で、各種の保障や福利施設の充実に繋がるのである^(註56)。これのどこが、「強制労働」なのであろうか。

4-2、先入観で歴史考察

竹内康人の史料の恣意的引用を上記で紹介したが、これらは一部でしかなく、『佐渡鉱山と朝鮮人労働』は他にも根拠を提示していない断定などを多用して、佐渡金山への朝鮮人「強制連行」と「強制労働」が真実であるかのように誘導している。竹内もまた、朴慶

植の『朝鮮人強制連行の記録』の思想を下地にしていると思われる。それは同書に散見される、先入観による歴史考察が証明している。

例えば、竹内は朝鮮人労働者が職場から逃走した場合、全国に指名手配されることを人権問題のように論じている^(註57)が、これは当時の労務調整令を理解していない。労務調整令とは、1942年1月10日より日本と朝鮮で同時に実施された法令で、自由に就職することや退職・転職することを禁止した。また、技能者（資格取得者、特定学校卒業者等）の就職を許可制にすることで、重要産業（軍需工場や鉱山など）に必要な人員を配置できるようにした戦時法令である。

これに違反した者は1年以下の懲役または千円以下の罰金に処せられ、報告の怠りや虚偽の報告をした者は千円以下の罰金、検査を拒み妨げまたは忌避した者は6か月以下の懲役または五百円以下の罰金に処せられる^(註58)。もし、企業が逃走者の報告を怠れば「報告の怠りや虚偽の報告をした者」に該当し、企業も処罰の対象となる。指名手配は懲役を科す法律に違反した結果であり、労務調整令は戦時法規となるので人道問題ではない。佐渡で発生した逃走事件は5件確認できるが、全て労務調整令が発効する1942年1月以降の出来事である。

また、竹内は朝鮮人を「半島人」と呼ぶことが差別であったと主張しているが^(註59)、これも疑問である。労働科学研究所が1943年に作成した報告書には、「朝鮮人」という言葉は絶対に使わぬよう労務者全体に言い渡し、「半島さん」と呼ぶように指導した鉱業所が存在したことが記されている^(註60)。

同様に、1939年3月23日に福岡地方裁判所で開催された会議の記録では、貝島鉱業所大ノ浦出張所の羽田野重徳が、朝鮮人労働者は「朝鮮人」、「半島人」と言われるのが一番癪に障るようだと発言している。しかしその直後に、福岡県特高課長の後藤吉五郎が「一番嫌がることは『鮮人』次が『朝鮮人』で『半島同胞』ということはそれほどでもないようです」と訂正を入れ、「朝鮮」ということを露骨に書かず、咸鏡北道ならば咸鏡北道の人と書けばよいと思うと指摘している^(註61)。このように「半島人」は差別語ではなく、むしろ朝鮮の人々に配慮した呼び方だったことが分かる。竹内は何を根拠に、「半島人」が差別語だと判断したのであろうか。

このように、先入観から竹内は、朝鮮人差別とは関係ない事柄を差別問題に結び付ける。そこに歴史的な考察は見られない。同様に、「強制連行」や「強制労働」とは無関係な史料も無理やり結び付けている。前者に関する代表的な例は、朝鮮人煙草配給台帳である。これは1944年から1945年に相愛寮に住んでいた朝鮮人に煙草を配給するために作成された名簿で、竹内は史料を基に約600名の朝鮮人労働者の名簿を作成した。竹内はこれら全ての朝鮮人が「強制連行」された証拠だと主張しているが、名簿には朝鮮人の名前と生年月日、出身地、入寮や退寮などを示す異動状況しか記されていない^(註62)。つまり、「強制連行」されたという根拠が皆無なのである。そもそも、煙草は当時貴重品であった。

1944年9月14日付の『新潟日報』では、煙草店は一日に販売時間を2～3回に区切っており、いつ販売するかも告知しないことから煙草の購入が不便になっている、と報じている。同年10月23日付の『新潟日報』では、煙草を購入するために開店の30分～1時間前にはお店の前行列ができ、時間的な余裕がない独身者は、煙草を買いたくても買えない状況になっていると解説している。また、煙草店は午前購入した者は午後には購入

しないよう注意していることも報じられている^(註63)。日本の庶民が買いたくても買えない煙草を、朝鮮人労働者は毎回配給されていたのである。これだけでも、当時の朝鮮人の厚遇が窺い知れる。

「強制労働」に関しては、暴力的な労務管理への抵抗として朝鮮人は脱走していたと竹内は主張し、その根拠として『特高月報』に記載されている佐渡市の逃亡事件5件を紹介する。しかしこの点に関しては、『歴史認識問題研究』第11号に掲載された拙稿「佐渡金山関連史料と朝鮮人戦時動員考察」にて反論済である。簡略に説明すると、5件の逃亡事件で過酷な労働を理由にした逃亡は1件もない。逃亡の理由は、自由労務者と比較して賃金が低いことと、食糧不足に対する不満であった。食料に関しては日本人と朝鮮人は同等であったので、朝鮮人だけが不当に食事量を減らされたという証拠はない。当時の朝鮮人労働者の逃亡理由で一番多かった要因は、他の好待遇職場への転職である。甚だしい者は、朝鮮半島から出発する時点で逃亡転職を計画していた。そして日本国内には、逃亡を手助けするブローカーが存在していたのである^(註64)。

実際に佐渡市で発生した2件の逃亡事件では、ブローカーと思われる協力者の存在が紹介されている。1942年11月7日の事件では、朝鮮人労働者4名が130円を協力者に渡し(原文では「騙取」)、1943年1月11日の事件では、婦人労働者4名が逃走のために75円を渡している。逃走後の交通費や食糧費を考えれば、さらに所持金を持っていたであろう。先ほども説明したように、1943年の東京の公立小学校教員の初任給が50円から60円である。

竹内は上記2件の事件を紹介し、佐渡には連行された朝鮮人に同情して船で逃亡を助ける人もいました、と説明するが、他者の境遇に同情する者が逃走手引きの見返りに大金を要求するであろうか。「動員された朝鮮人と佐渡在住朝鮮人、そして日本人漁業者の間に逃走のための秘密の道筋があったようです」^(註65)と竹内も指摘しているように、佐渡にも朝鮮人を転職させるための逃走を幫助するブローカーが存在していたと考えることができる。彼らはその報酬として、朝鮮人労働者たちから現金を貰っていたのである。したがって、暴力的労務管理に反抗した逃走とは言い難い。

4-3、「強制連行」も「強制労働」も証明できなかった

結局、竹内は一次史料から「強制連行」も「強制労働」も証明できなかった。最後に残るのは戦後の韓国人証言であるが、歴史学において証言がそのまま証拠となることはない。必ず一次史料や何らかの資料等と突き合わせて整合性を取る必要があるのだが、本稿2節でも指摘したように竹内は証言の検証を行っておらず、信憑性が乏しいと言わざるを得ない。

竹内は韓国人証言特集のあとで、朝鮮人は企業が行う募集の際に甘言によって日本へ連れてこられた^(註66)と説明しているが、甘言に関しては次のような資料がある。『北海道と朝鮮人労働者:朝鮮人強制連行実態報告書』(1999年)で紹介されている募集担当者は、一日の平均賃金は2円7、80銭だが訓練中は2円だと説明しても、募集に来た朝鮮人たちは2円7、80銭が頭にこびりついて離れないのだと言う。日本に来てから「話が違う」と言ってくるので、十分に注意すべきだと注意喚起している^(註67)ことから、戦後の聞き取り調査で韓国人証言者が「業者の甘言に騙された」と話したとしても、証言者本人の勘違

いという可能性がある。だからこそ、証言を扱う際には慎重にならなければならない。

竹内は佐渡鉱業所を非難する手法として、佐渡教会の牧師であった野村穂輔の証言を用いている。野村は徴用で労働した際に脊髄を損傷したが、鉱山側は業務上の事故とせず、治療費は自己負担であったと証言しているという^(註68)。しかし、野村の自伝である『御霊によって歩きなさい』(1993年)には、治療費が自己負担であったことは書かれていない。しかも、野村が負傷した鋼車事故の原因は、朝鮮人労働者による電源スイッチ切り替えミスであり、鉱山環境や設備の不備ではなく労働者側の人為的ミスだったのである^(註69)。

証言取扱いの困難に関する解説は、崔碩栄『韓国「反日フェイク」の病理学』(2019年)が詳しく述べている。韓国の民族問題研究所の責任研究員を務めたことがある鄭惠瓊(ジョン・ヘギョン)は、『日帝末期朝鮮人強制連行の歴史』(2003年)で自身の体験談を語っている。1997年から1998年にかけて鄭は日本から来韓した市民団体を案内し、江原道平昌地域の徴用体験者たちの証言を集めていた。同じ時期、同じ村から渡日した数名の老人たちは、無理やり連れて行かれて賃金も受け取れず、奴隷のような生活をしていたと証言したが、尹という老人だけは待遇も良く、いい経験だったと話したのである。これを受けた日本人の面談者たちは、都合の悪い証言が出たときは高圧的な態度で、「なぜあなただけ違うのか」と追及し、自分たちが望む証言ではないときには「韓国人は嘘が上手い」と、差別的な偏見を隠そうとしなかったという^(註70)。

また、鄭は韓国の市民団体が行った聞き取り調査にも参加しているが、そこでも事件が起こった。補償推進協議会が全州地域で調査を行った際に、「補償を見返りにして」被害者を利用する団体の横暴を鄭たちは目撃したという。先に連絡をして面談準備ができていると思っていた鄭たちの前には、仕事を放り投げて駆けつけた老人、すぐにでも補償金をもらえんと思って家族まで連れてきた老人たちがいた。面談が進むにつれ、「お金はいつくれるのか」という言葉を我慢していた老人たちが、午後になると少しずつお金の話を口にしてきたことに、鄭たちは啞然となったという^(註71)。

実はこの時期、日本の「人権弁護士」たちの協力を得て、日本政府と日本企業に訴訟を起こして勝つことができれば多額の賠償金が貰えるという話が、韓国内の徴用経験者の老人たちに広まっていた。その中には訴訟の準備金などと称して、老人たちからお金を引き出した詐欺師もいた^(註72)。全州の老人たちは、この種の詐欺被害に遭った人々だったのであろう。老人たちは、鄭たちの団体ならば補償金をもらえるのではないと考え、仕事を抜け出してまで参加したのである。しかし、面談をしても一向に補償金の話が出てこないで、老人たちは引き潮のように面談会場から抜け出してしまう。鄭たちは他の証言者を探すしかなく、全州市内に向かうためにタクシー運転手の話を聞いて高齢者が多く集まる場所を訪れたが、すでに遅い午後であるうえ、天気が寒くて高齢者たちは姿を見つけることができなかったという^(註73)。

以上のことから分かるように、「強制連行」や「強制労働」の証言には金銭が絡んでいる。逆に言えば、金銭が絡まなければ証言者の発見すら困難となる。お金を貰えるために面談者にとって都合の良い話、つまり「強制連行」や「強制労働」の話をすれば大歓迎を受ける。そこでは内容の真偽は確認されない。都合の悪い話をした尹老人が受けた仕打ちを考えれば、証言の収集に歴史の真実を明らかにしようという学術的姿勢は皆無である。

歴認研が指摘した、落盤事故と珪肺についての検証を最低限行うべきである。いずれにせよ、竹内もまた学術的に「強制連行」と「強制労働」を証明できなかったのである。

5、結びに代えて－世界遺産に相応しい佐渡金山

佐渡金山は、朝鮮人「強制連行」・「強制労働」の現場ではなかった。これは学術的に裏打ちされている。佐渡金山を批判する人々は、朴慶植の『朝鮮人強制連行の記録』を未だに信奉する者たちである。彼らは「強制連行」や「強制労働」を否定する一次史料には目を瞑り、学術的手法を取らずに「疑わしい」と主張し、自分たちは一次史料を提示しない。だからこそ、「歴史ディベート」を否定し、「学界に全く受け入れられていない」からと言って学問的議論から逃走する。これが、究明ネットの人々の反論を読んだ、筆者の率直な感想である。今後の課題としては、元佐渡鉱業所労務係の渋谷政治（聞き取りテープ）と坂上寅吉（新聞記事）の証言の検証である。今年の1月末に韓国のKBSが竹内康人にインタビューし、杉本書簡と渋谷政治の聞き取りテープを紹介した。渋谷は朝鮮半島で応募した労働者たちが途中で逃げないように列車内で監視したと述べているが、これだけでは「強制連行」の証拠にはならない。当時の朝鮮では応募制度を利用した日本への便乗渡航（無料で日本へ渡ることができ、到着後は他職場へ逃走）が多かったため、それへの警戒であろう。坂上の証言は2002年2月24日付の毎日新聞新潟版に掲載されているので、今後は渋谷と坂上の証言を検証していきたい。

究明ネットの人々は、『新潟県史』に朝鮮人「強制連行」の項目があるのだから、今更それに異議を唱えるのは歴史の否定だと訴えているが、令和4年1月8日に東京都内の会合に出席した稲荷善之郎教育長（当時）は、新潟県には強制労働はなかったと発言した。また、3月18日の県議会で新潟県知事が、『新潟県史』に記されている事柄（おそらく強制連行の項目）が事実であるかを、国と一緒に改めて調査しているところであると述べた。新潟県が『新潟県史』に記載されている朝鮮人「強制連行」や「強制労働」を再調査するという、画期的出来事である。本稿でも説明したが、「強制連行」と「強制労働」を学術的に証明できる一次史料は、未だに確認できていない。これまでは朴慶植の学説を支持する人々が史料を曲解し、まるで事実であるかのように語っていたに過ぎなかった。これを契機に、学術的な議論が進むことを期待したい。

また、筆者はこの問題に拘らず、佐渡金山は世界遺産登録に相応しいと本心から考えている。佐渡市が世界遺産登録に申請しているのは、江戸時代の佐渡金山である。究明ネットの竹田和夫は、17世紀には佐渡の金銀採掘は既に衰退していた点や、技術・知識はヨーロッパなどの外国の影響を受けているので伝統的手工業とは言い切れない、と批判している^(註74)。しかし、竹田のこの指摘は見当違いである。佐渡金山の真の価値は、外国からの知識が流入する前の技術と流入後の新しい技術が、鉱脈鉱床によってそれぞれ見ることができる点である。

一般的に、世界では技術の上書きがなされており、当時の技術を垣間見るということはほとんど不可能なのである。しかし、佐渡金山では地表近くの鉱石を掘り取る「露頭掘り」で古い技術が、長く深いトンネルを掘る「坑道掘り」で新しい技術を見ることができる。古い技術が駆逐されず、そのままの形で残り、新しい技術と併存している佐渡金山は非

常に珍しいのである。また、古い技術の残る山には遺物も多量に発見され、そこから当時の人々の暮らしも分かるので、世界遺産として保護する価値があると筆者は考えている。明治時代以降の近代化遺構は、世界的に見ると類似した建造物があるので、世界遺産としての価値がほとんどない。佐渡市はこれまで、明治以降を含めた佐渡金山を世界遺産推薦書で提出したが、合計6回も落選してしまった。海外の専門家の意見を取り入れ、江戸時代限定で世界遺産登録を申請している。

また、佐渡金山の地下には江戸時代に掘られた排水溝（南沢疎水坑道）がある。金山側からと海側からの合計6か所を同時に掘り進め、922mを6年未満で開通させ、誤差は1mしかなかった。竹田は伝統的手工業が佐渡金山に存在しないので世界遺産登録の価値はないと言っているが、例えば外国の技術と融合していても、当時の技術力として最高峰の工事であれば世界遺産に登録するに相応しい、と筆者は考える。政治的なイデオロギーを超えて佐渡金山の価値と歴史を正しく認識し、世界遺産を政争の道具にしないための行動を私たちは取らねばならない。

今回の論文を執筆するにあたり、崔碩栄氏の助力を得ることで完成することができた。この場をお借りして御礼申し上げる。また、8月27日の究明ネット研究会で発表された広瀬貞三福岡大学名誉教授が2022年10月に急逝されたことに対し、心よりご冥福をお祈り申し上げたい。

註

- 1 齋藤謙『珪肺症の研究知見補遺』(所収：『北越医学会雑誌 第59年第6号』、1944年)、p.697
- 2 歴史認識問題研究会編『佐渡金山における朝鮮人戦時労働の実態』歴史認識問題研究会、2022年、p.25、27
- 3 「強制労働に関する条約」(1930年6月28日採択、1932年5月1日発効)
<http://hrlibrary.umn.edu/japanese/Jilo29.html> (入手日：2023年1月10日)
- 4 竹内康人『佐渡鉱山と朝鮮人労働』岩波ブックレット、2022年、p.40
- 5 2022年8月27日強制動員真相究明ネットワーク研究会配布資料『第14回強制動員全国研究会「強制労働の否定を問う 佐渡金山の遺産価値を深めるために」』、2022年、p.20
- 6 同上、p.22
- 7 同上、p.3
- 8 同上、p.24
例として、藤石貴代「歴史の否定を問う研究者有志の声明」には「『朝鮮半島から内地に移入』した人々が、『強制連行された』若しくは『強制的に連行された』又は『連行された』という事実が無かったことにはなりません」と主張している。
- 9 李宇衍「戦時期日本へ労務動員された朝鮮人鉱夫(石炭、金属)の賃金と民族間の格差」(収録：『エネルギー史研究：石炭を中心として32』2017年)、p.72
- 10 鄭大均『在日・強制連行の神話』文春新書、2004年、p.131、136
- 11 勝岡寛次「朝鮮人・中国人『強制連行』運動史」(所収：西岡力編『朝鮮人戦時労働の実態』、一般財団法人産業遺産国民会議、2021年)、p.90
- 12 新潟県社会課内 五十嵐斐編『新潟県社会事業』第13巻第1号、新潟県社会事業協会1941年、p.36
- 13 2022年8月27日強制動員真相究明ネットワーク研究会配布資料、p.37
- 14 同上、p.41及び竹内前掲書、p.56
- 15 広瀬貞三「佐渡鉱山と朝鮮人労働者(1939~1945)」(所収：情報文化学術部紀要編集委員会編『新

- 瀧国際情報大学情報文化学部紀要』第3号、2000年)、p.16
- 16 西岡方「朝鮮人戦時動員に関する統計的分析」、「朝鮮人戦時動員に関する研究(2)、手記の検討」(所収:『歴史認識問題研究』第2号、第3号、共に2018年)
 - 17 2022年8月27日強制動員真相究明ネットワーク研究会配布資料前掲書、p.3
 - 18 山田昭次・古庄正・樋口雄一『朝鮮人戦時労働動員』、岩波書店、2005年、p.3
 - 19 同上、p.50
 - 20 広瀬貞三「朝鮮人労働者と佐渡鉱山、三菱鉱業の史料(1)」(所収:『福岡大学人文論叢』第54号第1巻、2022年)、p.379
 - 21 竹田和夫「『新潟県史』『佐渡相川の歴史』の意義を考える」(所収:『新潟史学』第83号、2022年)、p.54
 - 22 竹内康人「『歴史認識問題研究』の歴史認識の問題」(所収:『強制動員真相究明ネットワークニュース No.20』、2022年)、p.4
 - 23 2022年8月27日強制動員真相究明ネットワーク研究会配布資料前掲書、p.5
 - 24 相川町史編纂委員会編『佐渡相川の歴史 通史編 近・現代』、相川町、1995年、p.680
 - 25 竹内前掲書、p.15
 - 26 相川町史編纂委員会編前掲書、p.680
 - 27 竹田前掲書、p.55
 - 28 土井徹平「足尾銅山『暴動』の構造的特質について」(所収:『日本歴史』第631号、2000年)、p.73
 - 29 同上、p.78
 - 30 同上、p.84
 - 31 大場四千男「北海道炭鉱汽船(株)百年史編纂(五)」(所収:北海学園大学開発研究所編『開発論集』第89号、2012年)、p.141
 - 32 同上、p.151
 - 33 大場四千男「北海道炭鉱汽船(株)百年の経営史と経営者像(一)」、(所収:北海学園大学学術研究会編『学園論集』第153号、2012年)、p.218
 - 34 同上、p.219
 - 35 大場四千男「北海道炭鉱汽船(株)百年史編纂(五)」、p.152
 - 36 竹田前掲書、p.50
 - 37 『新潟県史通史編8(近代3)』、1988年、p.781
 - 38 『新潟県社会事業』昭和16年第13巻第9号、1941年、p.5~6
 - 39 同上、p.12
 - 40 同上、p.29~30
 - 41 同上、p.43
 - 42 『新潟県史通史編8(近代3)』、p.782
 - 43 同上、p.783
 - 44 日本鉱山協会編『日本鉱山協会資料第78輯 半島人労働者ニ関スル調査報告』、1940年(所収:朴慶植編『朝鮮問題資料叢書 第二巻』1981年、p.75)
 - 45 竹田前掲書、p.57
 - 46 『新潟県史 資料編 18 近代6(産業経済編2)』、1984年、p.538~541
 - 47 相川町史編纂委員会編前掲書、p.680
 - 48 竹内前掲書、p.24
 - 49 1945年4月の「異動届」は『佐渡金山における朝鮮人戦時労働の実態』p.40、その他の文書は『歴史認識問題研究』第11号p.38で写真を確認できる
 - 50 竹内前掲書、p.27
 - 51 歴史認識問題研究会編前掲書『佐渡金山における朝鮮人戦時労働の実態』、p.8
 - 52 平井栄一編著『佐渡鉱山史 其ノ二』1950年、p.845(歴史認識問題研究会HPで閲覧可能 <http://harc.tokyo/?p=2556>)
 - 53 朝鮮人労働者の逃走に関する考察は、『歴史認識問題研究』第11号の拙稿「佐渡金山関連史料と朝鮮人戦時労働者」を参照。
 - 54 『思想月報』第79号(所収:参考文献懇談会編『昭和前期思想資料:1 思想月報 第79・80号』文生書院、1973年)、p.23

- 55 『強制動員真相究明ネットワークニュース No.20』、p.5
- 56 佐渡鉱業所が1943年に作成した「半島労務管理二付テ」には、米や味噌、醤油などの生活必需品の廉価配給、朝鮮人家族への診療等を実施している。光熱費、浴場費は会社が負担し、作業用品や衣服履物等の日用品の購入払下等については購買会を通して廉価販売した。蔬菜類等が不足した際は、会社直轄農園で育てた蔬菜豚肉果実等を提供した。http://harc.tokyo/?p=2565より閲覧可能。
- 57 竹内前掲書、p.33～34
- 58 厚生省勤労局編『労働時報』昭和16年12月号、厚生省、1941年、p.378
- 59 竹内前掲書、p.17
- 60 労働科学研究所『労働科学研究所報告 第1部 工業労働及労務管理 第8冊 半島労務者勤労状況に関する調査報告』労働科学研究所、1943年、p.93
- 61 福岡地方裁判所検事局「福岡県下在住朝鮮人の動向に就て」1939年（所収：朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』第四巻、三一書房、1976年）、p.1133～1134
- 62 竹内作成の名簿は『第14回強制動員全国研究集会「強制労働の否定を問う 佐渡金山の遺産価値を深めるために」』28頁から確認できる。
- 63 新潟市合併町村史編集室編『新潟市合併町村の歴史基礎史料集 第9 昭和編 第4』新潟市合併町村史編集室、1986年、p.525
- 64 『歴史認識問題研究』第11号、p.36
- 65 竹内前掲書、p.18
- 66 同上、p.66
- 67 朝鮮人強制連行実態調査報告書編集委員会、札幌学院大学北海道委託調査報告書編集室編『北海道と朝鮮人労働者：朝鮮人強制連行実態報告書』北海道保健福祉課、1999年、p.251
- 68 竹内前掲書、p.36
- 69 野村徳輔『御霊によって歩きなさい』福音宣協会、1993年、p.97
- 70 崔碩榮『韓国「反日フェイク」の病理学』小学館新書、2019年、p.203～210
- 71 鄭惠瓊『日帝末期朝鮮人強制連行の歴史』景仁文化社、2003年、p.312
- 72 崔前掲書、p.204
- 73 鄭前掲書、p.313
- 74 2022年8月27日強制動員真相究明ネットワーク研究会配布資料、p.54、57